

条例の点検・見直しシート

		作成年月日	平成24年6月29日
条例の題名	三重県工業用水道条例	公布日	平成2年3月23日
条例番号	平成2年三重県条例第6号	直近改正日	平成21年12月25日
所管部局課	企業庁工業用水道事業課	電話番号	059-224-2835
条例の概要	三重県工業用水道事業の給水に係る料金その他供給条件等について、必要な事項を定めるものである。	条例の類型	委任型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	工業用水道事業法第17条第1項の規定に基づき、工業用水の料金その他の供給条件について供給規程を定めることが必要であり、料金については、地方自治法第225条の使用料であって、同法第228条の規定により条例で定めることが必要である。条例という形を採ることによる、給水条件の明確性の確保という条例の目的は妥当性を有している。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	工業用水の豊富低廉な供給を図ることにより、工業の健全な発達に寄与するため、公的な関与を行っていく必要がある。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	給水に係る料金その他供給条件等をこの条例の対象としているものであり、行われていないものはない。
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	工業用水道事業法の規定に基づき、工業用水の料金その他の供給条件について供給規程を定めることが必要であり、料金については、地方自治法第225条の使用料であって、同法第228条の規定により条例で定めることが必要である。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	地方自治法第225条及び第228条第1項並びに工業用水道事業法第17条第1項
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	条例では、工業用水道事業の供給条件その他が定められており、条例の目的との整合が図られている。
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	工業用水道事業法第17条第1項の供給規程を条例として定めているものであり、一部であっても規定を廃止した場合、業務に支障が生じると考える。
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	

公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい			
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	いいえ	工業用水の給水という特定の者のために行う業務について定めたものであり、限定的なものである。		
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	いいえ	工業用水の給水という特定の者のために行う業務について定めたものであり、限定的なものである。		
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	はい			
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい			
点検・見直し結果	理由	特記事項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無	
	改正・廃止の必要はない 現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要がないと考える。		無	無	